都道府県·政令市土壤環境保全部局担当者殿

環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令について(連絡)

平素より土壌環境保全の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 12 条第 1 項第 1 号ロに基づき、土壌汚染対策 法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。)第 49 条の 5 第 1 号では、港 湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 39 条第 1 項第 3 号の工業港区において同法第 40 条第 1 項 に基づく条例により一定の要件が定められた区域であること等を規定しているところです。

今般、令和4年11月18日に港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)が公布され、港湾法第50条の5に新設される脱炭素化推進地区において、同法第40条第1項の規定を読み替えて適用することとされました。これを受けて、規則第49条の5第1号についても、同様の読み替え規定の整備等の所要の改正を行い、本日より土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年環境省令第26号。以下「改正省令」という。)が公布・施行されたことをお知らせします。

なお、改正省令を受けて、「土壌汚染対策法、政令、省令三段対照表」についても更新しHP 上で公開しましたので、併せてお知らせします。

【掲載された HP アドレス】

https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html

【連絡先】

環境省水·大気環境局水環境課土壤環境室

電話:03-5521-8322

E-mail: mizu-dojo@env.go.jp